

東広島市物品調達等及び委託役務の随意契約締結に係る事務取扱要領

平成21年2月1日制定（題名改称）

平成24年10月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

令和元年10月1日一部改正

令和7年6月1日一部改正（題名改称）

（趣旨）

第1条 この要領は、東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規程（平成21年東広島市訓令第1号。以下「選定規程」という。）第2条第1号に規定する物品調達等及び同条第4号に規定する委託役務（以下「物品・委託役務」という。）の随意契約の方法による契約の締結に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（見積書の徴取）

第2条 契約担当職員（東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号。以下「契約規則」という。）第2条に規定する契約担当職員をいう。以下同じ。）は、随意契約により契約を締結しようとする場合において、見積書を徴取する者を選定しようとするときは、地域性、業務の継続性のほか、選定規程別表第2に掲げる事項を総合的に考慮して行わなければならない。

2 前項の「地域」とは、主として市制施行前及び平成17年2月7日の合併前の旧町をいうものとする。

（見積書徴取の特例）

第3条 契約規則第26条ただし書の規定により、2以上の者から見積書を徴することを要しない場合は、次の各号に掲げる場合とし、その場合においては、それぞれ当該各号に定める措置をとるものとする。

(1) 次に掲げる場合、1の者からの見積書の徴取

ア 予定価格が1万円に満たないとき。

イ 契約の性質又は目的上、契約の相手方が特定されるとき。

ウ 東広島市特定目的随意契約事務取扱要綱（平成21年東広島市訓令第2号。以下「要綱」という。）の規定により物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約を締結する場合において、特定目的随意契約対象者名簿に登録されている者の数が1であるとき。

エ 契約の性質又は目的に特別の理由があることにより、複数の者からの見積書の徴取に適さないと認められるとき。

(2) 次に掲げる場合、契約規則第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「

登録業者名簿」という。)に登録されていない者からの見積書の徴取

ア 物品・委託役務の履行に必要な資格を有する者が登録業者名簿に登録されていないとき。

イ 市が全額を出資した事業団又は公団その他法律によって設立された特別の公法人と契約を締結するとき。

ウ 要綱の規定により物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約締結する場合において、物品の買入れ又は役務の提供を履行することができる者が登録業者名簿に登録されていないとき。

エ 契約の性質又は目的に特別の理由があることにより、登録業者名簿に登録されている者によっては物品・委託役務の履行が困難と認められるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴さないことができるものとする。

(1) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。

(2) 法令等に基づいて取引価格が定められているとき又は契約の性質若しくは目的に特別の理由があることにより見積書を徴し難いと認められるとき。

3 前項の規定により見積書を徴さない場合においては、協議書、同意書その他これらに準ずる書面を徴するものとする。

(見積期間)

第4条 物品・委託役務に係る見積額の算定に要する期間（以下「見積期間」という。）

は、見積書の徴取に係る通知をする日の翌日から起算して2日（予定価格が500万円以上の場合にあっては、5日）以上とする。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、この限りでない。

2 前項の見積期間の日数は、仕様書等を提示した日及び見積書の提出締切日を含まないものとする。

(見積書の提出方法等)

第5条 見積書の提出は、提出期限までに当該物品・委託役務を担当する課等（以下「物品・委託役務契約担当課」という。）に持参する方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務所の所在地が遠隔地であることその他の理由により、前項に定める方法により難いと認められる場合においては、代理の者に持参させ又は郵送（見積書の提出期限までに到達するものに限る。）の方法によりすることができるものとする。

3 見積書の様式は、別記様式第1号、別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3による。

(見積書の提出の辞退)

第6条 見積書の提出の依頼を受けた者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積書の提出を辞退することができるものとする。

2 前項に規定する辞退をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法で物品・委託役務契約担当課に提出することにより、その旨を申し出なければならない。

(1) 見積辞退届（別記様式第2号）を持参し、又は郵送（見積書の提出期限の前日までに到達するものに限る。）する方法

(2) 見積書の提出を辞退する旨を記載した見積書を持参する方法

3 前項各号に定める方法により見積書の提出を辞退した者に対しては、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

4 第2項によらずに見積書を提出しなかった者に対しては、物品調達等及び委託役務業者指名除外基準要綱別表第12項に基づく指名除外措置の対象となる場合がある。

（見積書の徴取の取りやめ等）

第7条 契約担当職員は、見積書の提出の依頼を受けた者が連合し、その他不穩の行動をしていると認める場合において、見積書の徴取を公正に執行することができないと認めるときは、当該見積書の提出を依頼した者に見積書を提出させず、又は見積書の徴取の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 契約担当職員は、前項及び契約規則第15条に掲げる場合その他やむを得ない事由があると認める場合は、見積書の提出期限を変更することができる。

（開札）

第8条 見積書の開札及び予定価格調書の開札は、見積書の提出期限が経過した後、速やかに行わなければならない。ただし、見積書の提出期限の前に見積書の提出依頼をした全ての者から見積書の提出又は辞退届の提出があった場合は、その時点で開札を行うことができるものとする。

（同価格の見積書を提出した者が2以上ある場合の措置）

第9条 最低の価格の見積をした者が2以上あるとき等、契約の相手方に最もふさわしいものが複数いる場合は、当該見積書の提出依頼を受けた者に遅滞なくくじを引かせて契約の相手方に最もふさわしい者を決定するものとする。この場合において、当該見積書の提出依頼書を受けた者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積書徴取事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（無効の見積書）

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

(1) 見積書を提出する者に必要な資格を有しない者がした見積

(2) 記名・押印を欠く見積

(3) 金額を訂正した見積

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積

(5) 明らかに連合によると認められる見積

(6) 見積書の提出が重複した見積

(7) 最低制限価格を設けた場合において、当該価格に満たない見積

(8) その他見積書の徴取に関する条件に違反した見積

(再度の見積書の徴取)

第11条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格）の見積書がないときは、直ちに再度見積書を徴するものとする。

2 前項の規定による再度の見積書の徴取回数は、原則として2回に限り行うことができる。

3 第1項の規定による再度の見積書の徴取をした場合においても、なお予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格）の見積書の提出がなかったときは、当該見積書の徴取が2以上のものからしたものである場合に限り、1回を限度として、見積書を徴取する者の再度選定等を行うものとし、特命随意契約については、見積書を徴取する者の再度選定は行わないものとする。

4 再度の見積書の徴取に関する通知においては、各回とも、前の回の最低の見積金額のみを記載するものとする。

5 次に掲げる者は、第1項の規定による見積書を提出することができない。

(1) 前の回の見積書を提出しなかった者

(2) 前の回の見積書が無効とされた者

(契約保証金免除の特例)

第12条 随意契約により契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約規則第34条第1項第9号の規定により契約保証金の納付を免除することができるものとする。

(1) 市が全額を出資した事業団と契約を締結するとき。

(2) 契約の性質又は目的により、契約の相手方に契約保証金を納付させることが不相当と認めるとき。

(3) その他市長が納付させる必要がないと認めるとき。

附 則

1 この要領は、平成21年2月1日（以下「施行日」という。）から施行し、平成21年度分の予算に係る契約について適用する。

2 この要領の施行の際現になされている随意契約の方法による契約の手續について施行日前になされた行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

見 積 書

金 円

見積金額は（ 契約希望金額×100／110 ・ 契約希望金額 ）とする。

物品・委託役務の名称 _____

納入・履行（就業）場所 _____

上記のとおり、東広島市契約規則、東広島市物品調達等及び委託役務の随意契約締結に係る事務取扱要領、仕様書等その他見積の条件を承諾して、見積りします。

年 月 日

東広島市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者又はその
代理人の氏名

印

- 備考1 見積金額を「契約希望金額×100／110」とした場合の契約金額は、当該見積金額の100分の10する額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とする。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

見 積 書

(単価契約)

物品・委託役務の名称 _____
納入・履行（就業）場所 _____

	品番	品名	規格及び品質	単価（円）	発注予定数量	単位	単価×発注 予定数量
内訳	1						
見積金額（合計）（円）							

上記のとおり、東広島市契約規則、東広島市物品調達等及び委託役務の随意契約締結に係る事務取扱要領、仕様書等その他見積の条件を承諾して、見積りします。

年 月 日

東広島市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者又はその
代理人の氏名

印

小数点以下の単価設定を認める場合は、「〇〇円以上の額とし、有効桁数は小数第〇位とする。」とすること。

小数点以下の単価設定を認める場合は、「小数第〇位」とすること。

小数点以下の単価設定を認める場合は、「〇〇円以上の額とし、有効桁数は小数第〇位とする。」とすること。

小数点以下の単価設定を認める場合は、「単価と発注予定数量を乗じて計算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）」とすること。

- 備考1 消費税に係る課税事業者においては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1円以上の整数とする。なお、契約単価も同様とする。
- 2 消費税に係る免税事業者においては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する1円以上の整数の額とする。ただし、契約単価は、見積書記載の単価に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。
- 3 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載すること。
- 4 「見積金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載すること。

見 積 書

(複数単価契約)

物品・委託役務の名称 _____
納入・履行（就業）場所 _____

内訳	品番	品名	規格及び品質	単価（円）	発注予定数量	単位	単価×発注 予定数量
	1						
	2						
	3						
見積金額（合計）（円）							

上記のとおり、東広島市契約規則、東広島市物品調達等及び委託役務の随意契約締結に係る事務取扱要領、仕様書等その他見積の条件を承諾して、見積りします。

年 月 日

東広島市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者又はその
代理人の氏名

印

- 備考1 消費税に係る課税事業者においては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない **1円以上の整数とする**。なお、契約単価も同様とする。
- 2 消費税に係る免税事業者においては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する **1円以上の整数の額とする**。ただし、契約単価は、見積書記載の単価に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。
- 3 「単価×発注予定数量」の欄には、**単価と発注予定数量を乗じて計算した額**を記載すること。
- 4 「見積金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載すること。

小数点以下の単価設定を認める場合は、「〇〇円以上の額とし、有効桁数は小数第〇位とする。」とすること。

小数点以下の単価設定を認める場合は、「小数第〇位」とすること。

小数点以下の単価設定を認める場合は、「〇〇円以上の額とし、有効桁数は小数第〇位とする。」とすること。

小数点以下の単価設定を認める場合は、「単価と発注予定数量を乗じて計算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）」とすること。

別記様式第 2 号（第 6 条関係）

見 積 辞 退 届

物品・委託役務の名称 _____

上記の物品・委託役務に係る見積について、都合により辞退したいので、東広島市物品調達等及び委託役務の随意契約締結に係る事務取扱要領第 6 条第 2 項の規定により届け出ます。

年 月 日

東広島市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

参考様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得の規定による様式を定める要領（令和7年3月18日制定）別記様式第1号準用）

質 問 書

年 月 日

東広島市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

担当者（所属職氏名）：
電 話 番 号 ： （ ） ー
フ ァ ク シ ミ リ 番 号 ： （ ） ー
電子メールアドレス：

物品・委託役務の名称	
納入・履行（就業）場所	
発 注 担 当 課	
質 問 事 項	

- 注 1 質問書の提出期限は、見積依頼書等に定める期日までとする。
- 2 質問書に対する回答は、見積依頼書等に定めるところにより行うものとする。

参考様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得の規定による様式を定める要領（令和7年3月18日制定）別記様式第2号）

同等品規格確認票

物品・委託役務の名称		発注担当課	
入札年月日又は見積書提出期限	年 月 日 午前・午後 時 分		
品 名	基 準 品	同 等 品 候 補	
	メーカー・品番・規格等	メーカー・品番・規格等	

上記同等品候補の確認をお願いします。

東広島市長 様

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

担当者（所属職氏名）：
電 話 番 号：（ ） ー
ファクシミリ番号：（ ） ー
電子メールアドレス：

- 注 1 仕様書により「同等品可」とあり、同等品にて入札又は見積り合わせに参加する場合は、必ずこの確認票により事前確認を受けてください。
- 2 「品名」、「基準品」欄には、入札通知書、見積依頼書等で示された品名・メーカー・品番・規格等を記入してください（基準品を示していない場合は、「基準品」欄の記入は不要です。）。
- 3 「同等品候補」欄には、同等品の認定を受けようとする物品のメーカー・品番・規格等及び税抜価格（カタログ表示等のメーカー希望小売価格。ただし、オープン価格等定価のないものについては、通常の流通価格。）を記入してください。
- 4 同等品候補のカタログを必ず添付してください。
- 5 同等品確認に対する承認の可否は、当該入札公告等に定めるところにより回答します。

参考様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得の規定による様式を定める要領（令和7年3月18日制定）別記様式第3号準用）

質問書に係る回答書

年 月 日

各位

東 広 島 市 長
(部 課)

物品・委託役務の名称 _____

納入・履行（就業）場所 _____

上記の物品・委託役務に係る質問について、次のとおり回答します。

番号	質 問	回 答
参考図書等の有無	有 ・ 無	

注 該当するものを○で囲むこと。

参考様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得の規定による様式を定める要領（令和7年3月18日制定）別記様式第3号の2
準用）

同等品規格確認票に係る回答書

年 月 日

各位

東 広 島 市 長
(部 課)

同等品規格確認票の提出があった次の物品・委託役務について、同等品確認に対する承認の可否を回答します。

物品・委託役務の名称		発注担当課	
入 札 年 月 日 又 は 見 積 書 提 出 期 限	年 月 日 午前・午後 時 分		
品 名	基 準 品	同 等 品 候 補	確 認
	メーカー・品番・規格等	メーカー・品番・規格等	

注 「確認」欄は、同等品と認定するときにあつては「認定」と、不認定とするときにあつては「不認定」と表示します。

参考様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得の規定による様式を定める要領（令和7年3月18日制定）別記様式第5号準用）

委 任 状

年 月 日

東広島市長 様

委任者 所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

印

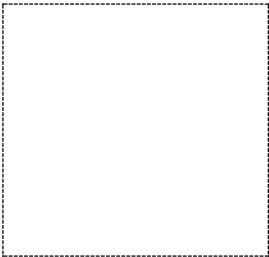
物品・委託役務の名称 _____

納入・履行（就業）場所 _____

私は、上記の物品・委託役務について次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 代理人氏名

2 代理人が使用する印章



3 委任事項

上記の物品・委託役務に係る見積に関する一切の権限